

平成16年第3回教育委員会臨時会記録

平成16年6月7日(金)

杉並区教育委員会

教育委員会臨時会記録

日 時 平成16年6月7日(金) 午前10時02分～午前10時52分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員 宮坂 公夫
委員 安本 ゆみ 教育長 納富 善朗

欠席委員 委員 大藏 雄之助

出席説明員 事務局次長 佐藤 博 継 庶務課長 和田 義 広
学務課長 井口 順 司 施設課長 吉田 順 之
指導室長 松岡 敬 明 中央図書館長 倉田 征 壽
中央図書館次長 清水 文 男

事務局職員 庶務係長 小今井 七 洋 担当書記 佐藤 守

傍聴者数 7 名

会議に付した事件

(議案)

議案第37号 杉並区立小中学校適正配置基本方針素案について

(報告事項)

- (1) 育てたい人間像(素案)について
- (2) 平成16年度杉並区立小学校・中学校教育課程の分析
- (3) (仮称)杉並区立方南図書館の名称及び運営について

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案審議

議案第 37 号 杉並区立小中学校適正配置基本方針素案について・・・・・・・・ 3

報告事項

(1) 育てたい人間像（素案）について・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

(2) 平成 16 年度杉並区立小学校・中学校教育課程の分析・・・・・・・・ 7

(3) （仮称）杉並区立方南図書館の名称及び運営について・・・・・・ 11

委員長 ただいまから第3回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日、大蔵委員はご都合により欠席というご連絡をいただいておりますが、定数に達していませんから問題ございません。本日の議事録の署名委員は安本委員をお願いいたします。議事日程は、ご案内いたしましたとおり、議案が1件、報告事項が3件となっております。

初めに、議案の審議に入ります。日程第1、議案第37号「杉並区立小中学校適正配置基本方針素案について」を上程し審議させていただきます。庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第37号「杉並区立小中学校適正配置基本方針素案について」説明いたします。

まず、今回の素案とした経緯ですが、これからこの素案を決定していただいた後、自治基本条例に基づく区民意見提出手続をとりまして、区民からの意見を求めた後、基本方針として決定することにいたしましたので、今回、素案の形で上程させていただきます。

「基本的考え方」ですが、まず、児童・生徒数の減少、施設面での改築校の現状、適正規模検討委員会の答申の3点を受けて、今回、こういった適正配置を進める時期がきていることに触れて、基本方針の考え方を定めています。考え方としては、3つの考え方で、今後の教育を担う学校を、地域に適正に配置する。また、学校の再配置により生み出された土地建物は、保護者・地域の意向を踏まえて、地域の活性化のために生かし、学校を核とした地域づくりを進めるという考え方を基本的なものとして掲げています。

1点目は、「学校の適正規模を確保し、杉並区の目指す教育を実現する学校とします」ということで、記載のとおり3件の考え方を載せています。2番目は、「地域づくりの核となる学校を目指します。そのため、通学時間、生活圏域を考えた通学区域とし、地域と共有できる多目的スペースを設置した地域の新たな公共空間となる学校とします」ということで、以下、3点の考え方を述べています。3番目は、「学校の適正配置により、老朽校舎の改築を計画的に進め、生まれた財源・資産を、地域のために最大限に活用します」ということで、経費の部分、施設の部分について記載しております。

次に、この学校の適正配置を進める上での杉並区の教育の考え方を第2章で定めております。「育てたい人間像」ということで、区は未来を拓き、将来の社会を担う人間像を、次の6つのおり描くということを踏まえて、中段ぐらいになりますが、「丈夫な身体と健全な心、そして生きて働く知恵をもち、何事にもへこたれず、すすんで他人や社会の役に立とうとする人間（すこやかさ、しなやかさ、強さをあわせもった人間）を育てることによって、いかなる状況におかれても、物事を冷静に判断し、広い視野からすすむべき道を見つけ、自らの力で生き抜いていくことができる人々による、活発な地域社会が創られると考える」ということを前提として、9年間の義務教育期間で、「意欲と自信に支えられた信頼できる人」を育てるということを基本として、3

つの目標を掲げています。

第3章では、「杉並区の目指す学校」として、ただいま申し上げた「意欲と自信に支えられた信頼できる人」を育てるための学校を目指すということで、5点考え方を掲げています。1点目が、『「育てたい人間像」を目標に、学力・体力の向上を目指します』ということで、8つの身につけさせる力ということを、記載のとおり掲げています。2番目が、「規範意識を身につけさせ、社会に貢献する人を育てます」ということで、4点の記載内容の考え方を掲げています。これらについては、答申の意見を尊重して盛り込んだものです。

3番目は、「活力が生まれる学校規模とします」ということで、下から3行目の後段ぐらいのところに、「小規模の良さを活かす工夫もしながら学校の適正規模を確保していきます」ということで、「学級の人数については、40人の学級編制基準を維持しつつ、現行程度の人数を考えていく」こと、「少人数により教育効果を高められるよう、少人数編制の授業、習熟度別の授業を行う」なども、答申を尊重して、盛り込ませていただいています。適正規模については、答申のとおりので、小学校は12～18学級、1学年あたりでは2～3学級、中学は9～12学級、1学年3～4学級を適正規模として考えています。

4番目は、『「学校力」を高め、特色ある学校づくり、開かれた学校づくりを進め、学校を核とした地域の構築を目指します』ということですので。3点の学校の力を掲げて、これを「学校力」とするということで、その力を高めていくこと、学校開放の推進、災害避難場所としての役割を踏まえて、こうした取組みの中で、学校を核とした地域づくりを進めるという考え方を掲げています。

最後、5番目は、「これからの時代にかなう学校施設とします」ということで、3つ掲げており、
は「高機能で、多機能な学習環境を整備します」という項で、ティームティーチングによる学習や個別指導、少人数指導によるグループ学習など、多様な学習形態を考慮するといったこと、幼・小、小・中学校の連携を重視しますといったことを掲げています。で、「ISO 14001を充実し、エコスクール化を進めます」ということで、屋上や校庭の緑化、ビオトープの設置等について触れています。が、「健康で、かつ安全で豊かな施設環境を確保します」ということで、児童・生徒の健康や快適性に配慮した施設計画、安全性、不審者侵入防止、自然環境等に配慮した施設にするといった考え方を定めています。

第4章は「適正配置について」ですが、これについては、児童・生徒数の将来動向を見通した上で、適正規模に満たないと予測される学校と、適正規模を超える学校を中心に進めるという大きな考え方を立てて、その上で、方法として、通学区域の変更と学校の統合により進めるということを掲げています。その具体的な考え方を2点に整理しています。適正規模に足りない学

校を「小規模校」と言い換えています。小規模校を中心とする適正配置は、原則として、複数の学校を統合し新たな学校を設置する考え方で進めるということで、例えば、A、B、Cと3校あって、この中で1つの学校を廃止し、2つの学校をつくる統合を進める場合について、A校を廃止して、他の所に吸収編入する考え方ではなくて、廃止された学校の教育目標等も含めて、残った2校を新たな学校として設置する考え方で進めたいということを定めています。以下、具体的な仕組みとして4点ほど掲げています。次に大規模校ですが、ということで通学区域の見直しで行うことを考え方として定めています。

第5章、「今後の進め方」ですが、基本方針の決定については、冒頭に申し上げたとおり、素案を公表して、区民からの意見を求めて、基本方針を決定する形で考えております。2つ目、具体的な適正配置計画の策定は、平成30年までの15年間、5年ごとの年次計画で策定します、ということです。3つ目の区民の合意形成は、1点目は「区民への積極的情報提供と意見集約の実施」、2点目は「対象地域への説明会の実施」、3点目は「有識者などによる第三者委員会の設置」を行い、区民合意の形成に努めると定めています。

内容については以上ですが、先ほど言ったこの方針について、素案を公表し、今後、教育委員会の方針、区の方針として決定していくわけですが、自治基本条例に基づく意見提出手続の期間は6月21日号の広報で周知し、それから3週間後の7月12日までと考えています。それを受けて、教育委員会、区長部局で、7月中には、この素案を区民意見の合意を得た上で、方針として決定していきたいと思っています。それを受けて、適正配置計画については、その具体化を図っていく考え方で。

あと7ページ、8ページは資料です。児童・生徒数の減少等、学校の状況。裏面が施設、改築にかかる経費等の資料で、区民にご意見をいただく際に、こういった現状にあることを理解していただくということで、資料を作成して付けています。私からの説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

宮坂委員 内容的には、いままでいろいろ話をしていましたので結構だと思います。ただ、具体的な統合について、まだ分からないのかもしれませんが、5年ごとになっていますが、いま現在、青写真のなものがあるのですか。

庶務課長 まだ案については策定していません。これと並行的に検討はしております。

安本委員 1ページ目の(1)の中に、大規模校を通学区域の変更で、規模を適正にもっていくことは、ここには入らないのでしょうか。

庶務課長 内容としては、入れる形になると、この項目になりますので、この場でご意見をいただ

いて、決定をしていただければ。

安本委員 5ページの4番の には出ているのですが、一応、もし小規模校、大規模校両方を適正配置にしていくということであれば、この項目の中に、通学区域の変更で大規模校をとということを入れたほうがすっきりするのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

庶務課長 第1章は、「基本的な考え方」で、こういった考え方で適正配置の計画を作っていくかになりますので、基本的な部分で、大きく押さえさせていただいています。併せて、第4章で規定しています。事務局で検討する段階では、この部分まで記載しなくても、十分わかっていたかと考えましたが、今日の議論を踏まえて、そういった事務局の考えをご理解いただければ、こういう形でやらせていただきたいですし、入れたほうがいいということであれば、また、ご議論いただければと思います。

安本委員 やはり、ここの(1)では、「小規模校のもつ人間」ということで、「小規模」という言葉が、もう出てきているのです。だとするとバランスを欠くと言いますか、やはり、そのことは入れたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。後ろの第4章で、「適正配置について」で出ているので、それはそれでいいと思うのですが。だから、小規模校の統合のことは分かるのですが、大規模校のほうは、問題も多く抱えている所も多いし、そのことは、やはり「基本的な考え方」の中にもあったほうがいいのではないかと私は思うのです。

庶務課長 先ほども申し上げましたが、ここは、あくまで基本的な考え方で整理するということで、「学校の適正規模」が入っているのです。そういったご意見かと思うのですが、学校の適正規模を確保した上で、杉並の目指す教育を実現する学校とする、というところに主眼があって、そういう学校にするために、記載の人間像を目指す学校とするとか、学級編制とかに触れて、教育の中身のところで、ちょっと整理をさせていただいていますので、適正配置を具体的にどうするかというところは、第4章でいいのかなというのが事務局の判断です。

委員長 よろしいですか、安本委員。ここは多少例示的なことが書いてあるから、しょうがないのです。そういうふうに見れば抜けている部分は、ほかにもありますから。そう理解していただけませんか。全体的に内容は入っているわけですから、問題はないと思います。

私は、これでいいと思いますが、説明の時に気を付けられたほうがいいと思う点だけです。1ページ目の下から7行目に、「1クラスの人数を現状程度となるよう学校規模を考えています」と、「現状程度」と言っても、普通の人は分かりませんね。その前に「学級編成規準は40人としませんが」と具体的に書いてあるのです。「現状程度」というのは、思い思い、人によって違うのかなという気がします。それから2ページ目の上から6行目、「学校を核として新たな地域づくりを進めます」という「新たな」という部分。いままでも、地域社会にコミュニティはあるのですが、「新

たな」とやられると、いままでのものをみんな変えてしまうのかなというような用語になってきますね。「学校を核とした地域づくりを進めます」とするか、「新たな」というのは要らないと思います。

いま、安本委員が言われた小規模校、大規模校ですが、5 ページ目に出てきて、その説明が、「適正配置について」の最初の3行にあるのです。「小規模校とは」、「大規模校とは」という定義がないわけです。ですから、初めてここでできるわけです。そうすると、括弧して、例えば小規模校、大規模校と入れておけば分かるわけです。そのつながりが書かれていないのです。その程度です。

庶務課長 いまのご意見については、基本方針策定の時に工夫させていただきます。

委員長 よろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 ご異議がありませんので、原案どおり可決いたします。

続いて、日程第2、報告事項の聴取に入らせていただきます。初めに、「育てたい人間像(素案)」について、「平成16年度杉並区立小学校・中学校教育課程の分析」の2件について一括して指導室長から説明をお願いいたします。

指導室長 初めに、「育てたい人間像(素案)」ということで、ご報告いたします。これまで、委員の皆様には、何回かにわたり「育てたい人間像」に関わって、ご議論、ご意見等を頂戴してきましたが、先ほど、「適正配置基本方針素案」にも盛り込まれておりましたとおり、いま、お手元にお示したような形で、「育てたい人間像」というのを、ほぼ最終的にまとめさせていただきました。前回までにご意見をいただいたところと、若干修正を加えた部分ですが、3枚目で、「学力」の定義は、その3点の総体と考えるというところは変更ありません。

その下の「育てたい8つの力」というところが、前回の協議の際、(1)から(8)まで数字が振ってあって、これは優先順位があるやに理解できるというご意見も頂戴しましたので、ここを数字ではなくて、印にさせていただきました。並び順を、2枚目の3つの育てたい児童・生徒像、すなわち、「よろこびやいたみがわかる人間」、「むずかしいと思うことでも向かっていく人間」、「なぜだろう、どうしてなんだろうと考える人間」の3つの柱の順番にほぼなぞられた形で、8つの「育てたい力」を示しました。

そこに出ているいくつかの具体例については、これまでご議論いただいてきたものを踏襲しております。「倫理観・正義感」というものは、具体的に例えばどういうことかという例示をして表したものです。以上、「育てたい人間像」の素案です。

続いて、2番目の「平成16年度杉並区立小学校・中学校教育課程の分析」についてご報告いたします。お手元に小学校、中学校それぞれの「教育課程の分析」という資料があるかと思いま

すが、概要をいちばん上のページに示しています。まず、小学校ですが、昨年度と比較して大幅な変更はありません。ご案内のとおり、現行の学習指導要領、平成14年度から完全実施ということで、今年度は3年目に当たるということで、大幅な変更はありませんが、特に小学校のほうでは、例えば、「基礎的・基本的な学力の定着」、あるいは「心の教育の充実」というのが、だいぶ重視されてきている傾向があります。特に教育目標の中で、「思いやりの心」とか「豊かな人間性」、あるいは学校の教育目標を達成するための基本方針の中に、「思いやりの心の育成」とか「健全で豊かな心の育成」という項目が、昨年度に比較して大幅に伸びてきています。また、「基礎的・基本的な学力の定着」については、どの学校でも重視されており、習熟の程度に応じた指導、あるいは個に応じた指導、チームティーチングなどの指導法の工夫が取り上げられています。

「教育改革アクションプラン」等との関係ですが、これもかなりアクションプランの区の施策が、それぞれの学校の教育課程に浸透してきて、例えば、学力、体力の向上とか環境教育への取り組み、外部評価の導入、より充実した読書活動、外部人材の活用、交流教育の辺りで、かなり重視されていることがうかがえます。

小学校の5ページ、後段に「特色ある教育活動」がありますが、こちらでもお分かりのとおり、異学年交流は、昨年度同様、大変重視している学校が多いです。先ほど申しました中段の「環境教育」、下から3番目の「読書活動」の辺りは、前年度に比較して、重視している学校がかなり伸びており、「教育改革アクションプラン」との整合性がうかがえるものです。後ほど、それぞれのグラフ、表については、ご覧いただければありがたいと思います。

続いて、中学校ですが、小学校同様に、昨年度と比較して大幅な変更はありません。いくつかの項目において改善が見られます。1つ目は、小学校同様、「基礎的・基本的な学力の定着」を図るために、個別指導やグループ別指導、習熟の程度に応じた指導やチームティーチングなど、個に応じた指導を積極的に行っている、特に、その学力の捉え方で、思考力、判断力、表現力の育成を重視していることがうかがえます。また、総合的な学習の時間、生活指導や進路指導において、豊かな人間関係や協調性、自らの生き方を考えさせたりする指導が重視されていることがうかがえます。

また、小学校と同様、「教育改革アクションプラン」との整合性は、学力・体力の向上、積極的な学校公開、情報教育の推進、小学校、幼稚園、高等学校との交流活動という異校種間の連携、校長のリーダーシップという観点からも、中学校は、いくつか重視されている内容があります。特に、先ほど申しました連携のところでは、5ページの後段の「特色ある教育活動」で、下から2番目の幼稚園、小学校、高等学校との交流、その3つ上の進路指導で、職場訪問、体験等が上位を占めています。

以上、「育てたい人間像」および「小中学校の教育課程の分析」の報告をさせていただきました。

委員長 では最初に「育てたい人間像（素案）」の件について、いかがですか。たびたび委員協議で検討してきましたから、よろしいですか。

（「異議なし」の声）

委員長 それでは、次に進めさせていただきます。「小学校・中学校の教育課程の分析」について、ご質問、ご意見はいかがでしょうか。

安本委員 小学校と中学校と両方いただいたばかりなので、ざっと見たのですが、1つ教えてください。どちらにも「特色ある教育活動」の中に奉仕活動があるのですが、これは内容はどのようなものですか。

指導室長 例えば、校内の掃除はもちろんですが、ある特定の期間に地域清掃を行う、あるいは通学路の清掃とか、学校の中のみならず、学校周辺の地域社会に貢献しようという活動をしている学校が多くあります。

安本委員 中学校のいちばん最後のページですが、「課題別・興味関心別少人数指導」は一体どのようなものなのでしょうか。

指導室長 課題別に取り組むものと、その課題を設定する際に、生徒の興味・関心に応じて課題を設定することで、「課題別・興味関心別」という文言で表しています。要するに、生徒の興味・関心に応じて課題を設定して、少人数指導を実施していくという形です。

安本委員 実際に見たら、きっと分かるのですが、ここに書いてあるだけではちょっと分かりづらいですね。

あと、平成15年度と平成16年度で、例えば中学校の14ページの「外部人材の活用状況」というのは、数字が同じものもあれば、平成15年度と平成16年度で数字が違うものもあり、どうしてそうなっているのかは把握していらっしゃいますか。

指導室長 なぜ、こうなったかというのは、これからも各学校の訪問等を通じて把握していきたいと思っています。現在、これは、「教育課程届」が出た段階での分析で、この分析の項目自体は、東京都教育委員会の分析項目に従っていますので、その細かい分析については、これからになります。

安本委員 それは、また教えていただけますか。

庶務課長 すべてについてご報告は難しいかもしれませんが、特に「外部人材」等々、こういう点はあることがありましたら、ご報告申し上げたいと思います。

安本委員 興味・関心のあるところですので。

指導室長 承知いたしました。

宮坂委員 ちょっと気付いたところで、なぜかという理由は、お聞きしても、なかなか答えられないと思いますが、小学校の1ページを見ますと、「権利と義務、自由と責任についての自覚の啓発」については、平成16年度にはあるわけですが、昨年度は全然なかったのです。その下に「思いやりの心の育成」、その下の「社会規範の育成」は、今年と去年では随分差があるのですが、これはどういう傾向なのですか。逆に、ちょっと考えると、「思いやりの心の育成」と「社会規範の育成」は、逆の考え方に基づくような気もいたします。どちらも大事なことです、これが極端に違うのは、何か理由があるのかどうか、いま返事をいただかなくても結構ですが、ちょっと気付いたところです。

5ページの「少人数指導」は、今年は全然ないのです。この「16」という数字は平成15年度ですね。「少人数指導」はもう要らないということなのかどうか。この辺は、習熟度別と私は解釈しているのですが、これは、やはり大事ではないかなと考えておりますので、これが極端に少ない、あるいはゼロになっているということは、考え方がそういうふうに変ってきているのか、何か理由があるのか、たまたまこれがそうなっているのか。今後もありますので、考えていただければと思います。これは学校側、先生方が集めたわけですね。

指導室長 はい。

宮坂委員 ですから、ここでは、おそらくお答えできないこともあると思いますので、ちょっと気付いた点だけですが。

指導室長 「少人数指導」についてですが、私どもはこれを分析する際に、各学校から届け出のあった「教育課程届」という文言等を分析していくわけですが、少人数加配については、現在、小学校44校中43校に配置して、もうほとんどの学校はやっています。要するに、各学校の意識として、もう少人数指導そのものが、「特色ある教育活動」ではない、もう当然のことながらやっていくと、おそらくそういう意識で、あえて「特色ある教育活動」としては、書き込んできていないと考えられます。

宮坂委員 定着しているということですか。

指導室長 はい、そういう考え方を、私どもはしております。

宮坂委員 それなら非常に結構だと思います。その必要がないということではないですね。

指導室長 はい。

委員長 都の集計もあるわけですか。

指導室長 東京都全体で集計をしております。それは、秋口ぐらいに東京都から報告がまいります。

委員長 そうすると、杉並区との比較ができるわけですね。

指導室長 この項目の中では数値上だけ、要するに、「教育課程届」の文言として出ているか、出て

いないかということでの比較はできると思います。内容まではなかなか難しいものがあります。

委員長 難しいかもしれませんね。誤解を招いたりしますしね。ほかにありますか。

(「なし」の声)

委員長 ご意見がなければ、3点目の「(仮称)杉並区立方南図書館の名称及び運営について」、中央図書館次長、お願いいたします。

中央図書館次長 「(仮称)杉並区立方南図書館の名称及び運営について」、ご報告させていただきます。

来年11月に方南地域にこの図書館を開設予定です。その名称と運営について、次のとおり決定いたしましたので、報告させていただきます。名称は、「杉並区立方南図書館」という形で、地域の名前をとっています。ほかの図書館、高円寺、高井戸、西荻、阿佐ヶ谷といった地域をとっていますので、方南図書館という名称にしています。所在地は、方南1丁目51番、旧方南幼稚園跡地に建設いたします。地上2階建てで、1階が図書館部分で延床面積815.16㎡、2階が保育園という形になります。蔵書冊数は、地域館大体12万冊から13万冊の間ですが、方南については、11万5,000冊を予定しています。ただ、開設時には、約3万冊でスタートする予定です。

「運営の基本方針」は、地域に開かれ、区民に身近な図書館としていくため、特定非営利活動法人(NPO法人)等に業務を委託して、区民との協働とか民間活力の導入を進めたいと考えています。なお、当面、図書館長を置いて業務委託を行います。そのまま国の動向を踏まえた上で、指定管理者制度への移行を検討していきたいと考えています。

「委託の内容」は、平成17年11月に開設予定ですので、平成17年度末まで、平成18年3月31日を予定しています。なお、平成18年度以降については、平成17年度の実績の下に、委託業者を選定する形です。平成17年度以降、通年開館を地域館でも想定しています。なお、開館に先立ち、業務委託の準備ということで、委託予定を行っていきたくと考えています。

委託の対象業務は、開館の準備とか館内外への巡回とか貸出返却業務以下、多目的室利用受付に関する業務まで、ほとんど委託していきたくと考えています。ただ、選書とか、高度なレファレンスについては、区でやっていく形です。あと、委託料のほか、図書整備、施設の保守委託、施設整備管理、消耗品、修繕は区で行うという考え方です。

「委託先の選定方法」は、プロポーザル方式によって、受託法人を公募する。外部委員を加えた選定委員会を発足させ、公正な選定を行いたい。選定委員会のメンバーは、ここに書かれている7名の委員で構成したいと考えています。中央図書館館長を委員長にして、あと地域の代表といいますが、外部委員ということで、学識経験者、図書館協議会委員、地域代表という形で7人で行っていきたくと考えています。周知方法、公募対象は記載されているとおりです。審査手順と

して、プロポーザル方式ですので、一次審査として書類審査、二次審査としてヒアリング、受託施設等の施設の見学をして、最終的に公平に決めていきたいと考えています。

今後のスケジュールは、今日の教育委員会に報告したあと、文教委員会に報告という形になり、あと記載の日程で、来年11月から運営の委託を開始したいと考えています。以上です。

委員長 では、ご質問、ご意見がありましたら、どうぞ。

区の職員は何名ぐらい、これにはタッチされるのですか。委託は一部ですね。ですから、特に経費を伴うものとか、区の役割はどのようになっていますか。

中央図書館次長 この方南図書館の新規館は、運営についてはほとんどNPO法人に委託したいというのが主で、その施設管理や修繕は区が行う形で、それは中央図書館等で実質的に指導していく形になります。

教育長 法制度上、館長を置かないといけないわけでしょう。それは兼務でやりますから、お金がかからないのです。施設には保守が必要になりますから。

中央図書館次長 館長については、図書館法とか地教行法により、教育委員会の任命が必要になっており、この法律が、いまのところまだ生きています。ただ、文部科学省としては、指定管理者制度ができましたので、その法的な整備を行うとは言うておりますが、いまのところ、まだ法整備が行われておりませんので、しばらくの間、館長は職員が兼務してやっていく形になるうかと思えます。

委員長 それが、「国の動向を踏まえた上で」という意味ですか。

中央図書館次長 そのとおりです。説明申し上げなくて失礼いたしました。いま、文部科学省は、先ほど言いましたように、図書館法の規定で、公立図書館に館長を置くという形になっていて、これは委託できない形になっているのです。したがって、その指定管理者制度ができた段階で、その委託業者に館長をお願いという形になりますが、しばらくの間は、区の職員が館長を兼務していくという考え方です。

委員長 しかし、ここ2年ぐらいのうちに整理しなければいけないのですね。

中央図書館次長 そのとおりです。

安本委員 委託先を選定する選定委員会の委員で、予定ということで、地域の代表が1人となっているのですが、ここは元幼稚園だったし、保育園も入るし、近所に学校もあるしということから、もう少し多くてもという気がするのですが、いかがですか。いま、NPO法人に委託するということは、わりあい言われている部分があると思うので、お1人でなくて、やはり地域の方をもう1人増やすとかは、いかがでしょうか。

中央図書館次長 この図書館および保育園を建てるために、この間、3回ほど住民説明会等を行っ

てまいりましたし、これから建設に当たっての説明会も予定しています。そういう中で、ここは、あくまでも図書館の運営をする委託業者について選定をするという考え方ですので、保育園については保育園の中で、保護者を代表に入れた選定会議といいですか、業者委託の部分をやっていますので、そういう意味で、私どもとしては、これは図書館の運営についてやりますので、地域からとしては、1名の代表でいいのではないかと考えています。

安本委員 1人では駄目ということではないですが、NPO法人への委託ということなので、もう1人ぐらいいらしてもよいと思いました。方南町という所は、わりあい地域も広いですね。期待されてできる図書館だからというのもあるので、ちょっとそのように思いましたが、分かりました。

宮坂委員 前にも聞いたことがあると思いますが、必ずしもこの方南図書館だけではないのですが、蔵書冊数が開設時にとりあえず3万冊で、徐々に11万5,000冊に増やすのですが、内容的にどの本を選ぶかという選び方は、図書館側の図書館長を中心とした職員で決めるのですか、それともNPO法人に任せるのですか。

中央図書館次長 選書については、委託業務外で、やはり、私ども中央図書館の選定委員会の中で選んでいきたいと考えています。NPOにその部分を委託することは考えておりません。

委員長 ほかにありませんようでしたら、この報告を承ったことにしてよろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 ありがとうございました。本日用意されました議題と報告は以上で終わりです。庶務課長、ほかにありますか。

庶務課長 次回の日程は、6月23日(水)午後2時から、定例会ということで、お願いいたします。

委員長 議会がありますから、1回休会となる格好になります。どうぞ、よろしくお願いいたします。これをもちまして閉会いたします。ありがとうございました。